

内閣参質二〇四第九号

令和三年二月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出PCR検査の陰性が新型コロナウイルスに感染していないことの証明にはならないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出PCR検査の陰性が新型コロナウイルスに感染していないことの証明にはならないことに関する質問に対する答弁書

一について

新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる自費検査（以下「自費検査」という。）については、利用者がその内容等を理解した上で受検できるようになることが重要であり、御指摘の「偽陽性・偽陰性の可能性があること」及び「検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意が必要であること」（以下「自費検査に係る留意事項」という。）については、厚生労働省ホームページの「社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について」（以下「ホームページ」という。）において、「自費検査を実施する検査機関が特に留意すべき事項」として、「検査結果について偽陽性・偽陰性の可能性があることを利用者に説明してください」及び「検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防を行う必要があることを利用者に具体的に指導してください

さい」と明示し、自費検査を提供する検査機関に対し、「自費検査の実施に当たっては、・・・特に、利用者に対して十分な説明を行」うことを依頼しているところであり、「ウェブサイトの片隅に記載されていればよく、広告に記載する必要はないが、このルールでないと政府が判断した」との御指摘は当たらぬ。また、自費検査に係る留意事項については、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和二年十一月二十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、都道府県等を通じて、医療機関、衛生検査所等に対し、自費検査に係る留意事項の説明等に関する協力を依頼しているところである。

## 二及び三について

自費検査に係る留意事項については、ホームページの「自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」において、「検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。」等と明示することにより、広く国民に対して周知するとともに、一についてでお答えしたとおり、事務連絡により、都道府県

等を通じて、医療機関、衛生検査所等に対し、自費検査に係る留意事項の説明等に関する協力を依頼しているところである。